

## 6. 「普通預金(無利息型普通預金を含む)、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」

### 1. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)

- (1) 通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称(氏名)、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によってお取扱店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称(氏名)、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳、証書の再発行は当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳、証書を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

### 2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された時も同様に当金庫に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 3. (印鑑照合等)

- (1) この取引において証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または暗証)を届出の印鑑(または暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 後記第7条第3項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、本人確認書類の提示を受けることにより、相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 4. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) 普通預金(無利息型普通預金を含みます。)総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、預金契約上の地位その他普通預金取引(無利息型普通預金取引を含みます。)、総合口座取引、貯蓄預金取引および納税準備預金取引にかかるいっさいの権利および通帳、証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 通知預金および通帳、証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行いま

す。

#### 5. (反社会的勢力との取引拒絶)

普通預金(無利息型普通預金を含みます。)、総口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金(以下これらを「この預金」といいます。)は、第7条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 6. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

#### 7. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳、証書および届出の印章を持参のうえ、お取扱店に申出てください。
- (2) 前項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第1項における解約の手続きは、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず、本人の署名をもってこれに代えることができます。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ②この預金の預金者が前記「普通預金(無利息型普通預金を含む)、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」第4条第1項に違反した場合
  - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (5) 前項のほか次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することがで

きるものとします。

なお、この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③預金者が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(6) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(7) 第7条第3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳、証書を持参のうえ、お取扱店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

## 8. (通知等)

届け出のあった名称(氏名)、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 普通預金(無利息型普通預金を含みます。)、総合口座取引、貯蓄預金および納税準備預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条項の定めにより相殺することができます。

通知預金は預入日から7日間の据置期間経過前である場合または解約する日の2日前までに通知がない場合であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、普通預金(無利息型普通預金を含みます。)、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金および通知預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに(預金証書は

届出印を押印して)通知と同時に当金庫に提出してください。

- ②複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務者が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - ④第2号による指定により債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①通知預金の利息については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利息は約定利率を適用するものとします。
  - ②借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 10. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1)「休眠預金等」とは、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)に基づき、最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。(同法2条6項)
- (2)「預金等」とは、預金保険法、貯金保険法上の付保対象となる預貯金等(一般預貯金・決済性預貯金)をいう。(同法2条2項)
- (3)「最終異動日等」とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。(同法2条5項)
  - ①預金等に係る異動(異動事由)が最後にあった日
  - ②預金等に係る債権の行使が期待される日  
※満期日(定期預金等)、差押えの最終日、将来の入出金予定日 等
  - ③預金者等への当該預金等に係る金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・債権の額等の事項を通知した日(最終異動日等から9年を経過した元本の額が1万円以上の貯金について通知をし、当該通知が宛名不明等で返送されなかった場合に限る)
  - ④預金等に該当することとなった日
- (4)「異動」とは、当該預金等に係る預金者等が行う引出し、預入れ、振込み、口座振替その他の事由をいい、当金庫ホームページにおいて「異動事由」として掲げるお取引が該当します。

#### 11. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1)この預金等について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金等に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者等は、当金庫に対して

有していた預金等債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

①この預金等について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係わるものを除きます。)が生じたこと

②この預金等について、手形または小切手の呈示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)

③この預金等に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと

④この預金等に係る休眠預金等代替金の一部支払いが行われたこと

(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当金庫がこの預金等に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②この預金等について、第3条第2項に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金等債権を取得する方法によって支払うこと

## 12. (準拠法、合意管轄)

この規定は、日本法を準拠法として、それに従って解釈されるものとします。この規定から生じるあらゆる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 13. (言語)

この規定は日本語によって作成され、日本語により解釈されるものとします。他の言語による翻訳文は預金者の参考のためであり、かかる翻訳文はこの規定ならびに当金庫および預金者の権利義務の解釈についていかなる効力も有しません。日本語と翻訳文との間に不一致がある場合、日本語が優先します。

## 14. (未利用口座管理手数料)

(1) 普通預金口座等が、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。

(2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。

(3) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当金庫所定の方法により、引き落とします。

(4) 未利用口座管理手数料は、返却しません。

(5) 預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく口座を解約することができるものとします。

## 15. (規定の改定)

この規定の内容については改定することがあります。改定をする場合、当金庫は預金者に対し、改定内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ等にて掲示する方法、その他当金庫所定の方

法によりこれを通知します。変更後に預金者がこの預金口座を利用した場合は、当該改定について承諾したものとみなし、以後、改定後の規定を適用するものとします。

以 上

(2022.04.01)